

1 制度の概要

県内の医療機関や福祉施設において新型コロナウイルス感染症の患者クラスターが発生し、通常の運営体制の維持が困難になった場合に、公益社団法人愛知県看護協会から看護師等を派遣、または看護協会の派遣調整の下、県内医療機関から看護師等を派遣します。

	派遣する看護師等	活動内容
第1陣 (先遣活動) 最大1週間 程度	感染管理認定看護師 等	感染拡大防止対策 <ul style="list-style-type: none">・施設の感染防止対策の問題点の把握及び見直し・不足する職員数や新たに発生する看護業務等に必要な人員の算出・第2陣の活動を含めた勤務表の作成
第2陣 (看護応援活動) 2週間程度	看護師 准看護師 等	通常体制への早期復帰支援 <ul style="list-style-type: none">・通常の運営体制を維持するための看護応援業務

<注意事項>

- (1) 派遣する看護師等の人数・期間は想定であり、クラスターの発生状況や派遣可能な看護師等の状況によって変動します。必ずしも希望期間・希望人数が派遣されるわけではありません。
- (2) 医療機関への第2陣（看護応援活動）については、休業人数分の派遣看護師等の人件費・保険料等の実費は、派遣を受けた医療機関の負担になります。
- (3) 派遣する看護師等が活動時に使用する消耗品、資材等は、派遣を受けた医療機関・福祉施設においてご準備ください。
- (4) クラスターに認定される前であっても、感染状況により、派遣の必要性があると判断されれば、派遣対象となる場合もあります。

2 派遣要請手順

- (1) 看護師等の派遣を希望する医療機関・福祉施設は、別添「クラスター発生時の看護師等派遣依頼書（情報確認シート）」に必要事項を記載し、管轄の保健所に提出してください。
- (2) 依頼を受けた保健所は、愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室に依頼書を提出してください。
(名古屋市・各中核市は派遣を希望する医療機関・福祉施設の所管課と調整の上、新型コロナウイルス感染症所管課経由で提出してください。)

【依頼書提出先】

愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室

メールアドレス iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp

- (3) 愛知県の各担当課または公益社団法人愛知県看護協会から状況確認、調整の連絡があります。調整後、看護師等を派遣します。